

飛驒幕領における木材資源の枯渇と植林政策

——享保～延享期を中心にして——

高 橋 伸 拓

はじめに

- 一 御用木の生産と代官亀田三郎兵衛の植林政策
- 二 代官幸田善太夫の植林政策
 - (一) 代官幸田の植林政策以前の状況
 - (二) 代官幸田の植林仕法
 - (三) 御林山の木材資源の調査
 - (四) 代官幸田の植林政策の理念
 - (五) 村方の植林の実施状況
- 三 亀田・幸田の植林政策の意義

おわりに

はじめに

つた。こうしたなかで、飛驒代官亀田三郎兵衛三脩が享保六年(一七二二)に、同幸田善太夫高成が延享三年(一七四六)に植林政策を発令した。日本では、一八世紀に幕藩と民間の企業家的な林業者が持続可能な人工林の造成に成功し、天然林伐採の古い時代から育成的林業の新しい時代へ動いたといふ。^①幕府の場合、北遠地方の幕領^②や信州伊那山などで宝暦～安永期に挿木による植林を実施しているが、亀田・幸田の植林政策はこれに比べると早い時期に行われたものであった。よって、両政策を検討することで、幕府が採材的林業より育成的林業へと政策を転換していく過程を考察することが可能となるのである。

先行研究では、代官亀田三郎兵衛の植林政策は、飛驒国内における公共土木用材の不足による木材の補給のために実施され、また江戸商人による乱伐により、飛驒山の森林資源が急激に尽山化したために行われたものとされる。^④一方、代官幸田善太夫の植林政策は、その仕法として野生苗の利用や補植^⑤、村役・高懸・人別割といった割当方法^⑥などの点に着目され、造林技術などの視点から注目されている。そして、両政策の共通点は、領主

年	西暦	木材生産量	生産場所	請負人
宝暦元	1751	冬262乗		中村屋七兵衛・貴船屋喜右衛門
宝暦2	1752	冬280乗		〃
宝暦3	1753	冬419乗	南北共	中村屋七兵衛・北沢屋新右衛門
宝暦4	1754	冬366乗		〃
宝暦5	1755	冬171乗		〃
宝暦6	1756	冬130乗		〃
宝暦7	1757	冬146乗		〃
宝暦8	1758	夏82乗		川下ヶ 小坂郷・阿多野郷四拾八ヶ村 海上運送 中村屋七兵衛・辰巳屋安右衛門
宝暦9	1759	春69乗・夏63乗(計132乗)		〃
宝暦10	1760	春56乗		〃
宝暦11	1761	春35乗		〃
宝暦12	1762	春55乗	南北共	川下ヶ・海上 中村屋七兵衛・辰巳屋安右衛門
宝暦13	1763	春37乗・夏54乗(計91乗)		〃
明和元	1764	夏53乗		〃
明和2	1765	夏69乗		〃
明和3	1766	夏66乗		〃
明和4	1767	夏67乗・冬214乗(計281乗)		〃
明和5	1768	夏24乗		〃
明和6	1769	冬49乗		〃
明和7	1770	冬311乗		〃
明和8	1771	冬25乗		〃
安永元	1772	冬313乗		〃
安永2	1773	桴なし		中村屋七兵衛(天明3年～永久川下海上共)
安永3	1774	夏168乗・冬436乗(計604乗)		〃
安永4	1775	冬604乗		〃

出典：嘉永3年「御材木一件(写)」(飛驒国山林史料299、徳川林政史研究所所蔵)より作成

註：乗は桴の数を示している。

が百姓に強制的に植林を行わせた公役造林であり、幕府の植樹造林政策のなかでも成功した事例として位置付けられている。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

近世中期より、幕府が採材的林業より育成的林業へ転換した点は先行研究より明らかである。ただし、実施された育林の実態については検討の余地が残されており、いかにして育林は志向され、どのように育林は実施されたのかという点から、育成的林業への歴史的転換を検討しなければならない。また、実態を検討する際に注意すべきは、木の生成についてである。木は、成長に多くの時間を要するため、長期的な視野のもとに検討する必要がある。この点、先行研究では、亀田・幸田の政策の内容についてはとりあげているが、政策発令後の状況についてはほとんど検討していない点が問題として指摘できる。

そこで本稿では、飛驒代官亀田三郎兵衛および同幸田善太夫が飛驒幕領で実施した植林政策の実態と意義を考察する。まず、①御用木の生産状況を検討し、木材資源が枯渇していく様子を探り、②亀田・幸田の政策のうち、特に幸田の政策はその理念と実態を明らかにし、③亀田・幸田の植林政策の経過を分析して、当該期の育林がいかなるものであったのか考察を試みたい。

一 御用木の生産と代官亀田三郎兵衛の植林政策

本節では、まず代官亀田三郎兵衛が植林政策を発令するまでの飛驒における御用木の生産状況を明らかにし、次に亀田三郎兵衛の植林政策を検討する。

〔表1〕元禄6年(1693)～安永4年(1775)の飛驒における木材生産状況

年	西暦	木材生産量	生産場所	請負人
元禄6	1693	材木・樽木3万余		江戸 白子屋孫右衛門
元禄9	1696	楡・檜樽木		飛州 矢嶋屋善左衛門・小坂屋彦右衛門
元禄11	1698	檜樽木		江戸 高見屋四郎兵衛・菱屋次右衛門
元禄12	1699	檜樽木		伊勢屋伝四郎・丹波屋長右衛門
〃	〃	松角		伊賀屋九郎右衛門・小泉屋長三郎
				飛州下原 細江屋清左衛門
元禄14	1701	檜樽木・角共		白子屋孫右衛門
宝永元	1704	638乘	南方	江戸 冬木屋小平次・妻木屋重右衛門 冬木屋弥平次・同喜平次
宝永2	1705	3,446乘	南方	江戸 冬木屋小平次・妻木屋重右衛門
宝永3	1706	4,183乘	南方	〃
宝永4	1707	4,544乘	南方	〃
宝永5	1708	940乘	南方	〃
宝永7	1710		南方	飛州 矢嶋屋茂右衛門・江戸 泉屋文右衛門・松屋甚五兵衛
〃	〃		北方	久須見屋善太郎・三木屋平兵衛
				松木屋半七・松屋甚五兵衛
正徳3	1713	檜樽木	北方	松木屋半七・松屋甚五兵衛
享保元	1716	檜樽木	南方	〃
享保2	1717	檜樽木	南方	松木屋半七・高羽屋平八
〃	〃	檜樽木	南方	飛州 矢嶋屋茂右衛門
				植川屋嘉兵衛
享保4	1719		南方	江戸 津国屋平吉・近江屋源七
享保7	1722		南方	尾州名古屋 中村屋七之丞・高羽屋平八
享保8	1723		南方	江戸 杉田屋新兵衛・高木屋十兵衛
享保9	1724	1,158乘	南方	〃
享保12	1727	雜木板子29,000挺・樽木70万挺	南方	
享保13	1728	樽木81万挺	南方	
享保14	1729		南方	御直川下ヶ(～元文3年)
享保17	1732	幸橋虎ノ御門御用櫻材元伐	南方	御直川下ヶ
享保18	1733	幸橋虎ノ御門御用櫻材櫻末口物 丈長角平物元伐(～元文元年)	南方	〃
元文2	1737	249乗		御直川下ヶ (海上)江戸 長崎屋九兵衛・ 斎藤屋孫三郎
				御直川下ヶ (海上)飛州野口屋甚左衛門・ 押上屋清兵衛・西田屋助
元文3	1738	684乗		御直川下ヶ
元文4	1739		南方	江戸 長崎屋九兵衛・貴船屋喜右衛門・辰巳屋兵左衛門・中村屋七兵衛
元文5	1740	423乗	南北共	長崎屋九兵衛・貴船屋喜右衛門
寛保元	1741	夏401乗・冬518乗(計919乗)		〃
寛保2	1742	夏88乗・冬625乗(計713乗)		江市屋藤藏・吉野屋兵吉
寛保3	1743	夏75乗・冬373乗(計448乗)		〃
延享元	1744	夏94乗・冬176乗(計270乗)	南方	中村屋七兵衛・北沢屋新右衛門
延享2	1745	秋62乗	南北共	〃
延享3	1746	夏192乗	南北共	〃
延享3	1746	唐檜樽木	南方	江市屋藤藏・加賀屋喜八・矢嶋屋茂右衛門
延享4	1747	夏103乗御材木板子樽木・夏33 乗唐檜樽木(計136乗)		中村屋七兵衛・北沢屋新右衛門
寛延元	1748	夏桴58乗唐檜樽木・夏127乗御 材木樽木・冬105乗樽木(計290 乗)		〃
寛延2	1749	夏45乗・秋94乗・冬266乗(計 405乗)		矢嶋屋茂右衛門・加賀屋喜八
寛延3	1750	夏13乗	南北共	中村屋七兵衛・北沢屋新右衛門

では、「表1」をもとに、元禄六年（一六九三）から植林政策が発令された享保六年（一七二一）までの状況を追つてみたい。

飛驒国は、北流して日本海側へ運材する地域を北方、南流して太平洋側へ運材する地域を南方と称し、木材の生産地帯が区分けされていた。⁽⁹⁾よつて、この南方・北方の山内で木材が生産されたのである。

「表1」をみると、元禄期には江戸や飛驒の商人が請負人となり、檜・櫛の櫛木や松の角木が生産されていたことがわかる。元禄六年には材木・樽木が三万余生産されている。

宝永元年（一七〇四）からは、江戸の冬木屋小平次・妻木屋重右衛門および南方の山付村々が正徳三年（一七二三）までの一〇か年季で請負を仰せ付けられた。この時に飛驒代官伊奈半左衛門忠順が山稼ぎを生業とした南方村々へ配慮し、檜は請負人が伐り出し、櫛・ひば・黒部は南方の山付村々が定式で樽木を生産することとなつた。⁽¹⁰⁾宝永元年～同五年は、桟数ではあるが、具体的な生産量が判明する。仮に、桟一乘につき樽木二〇〇挺で換算すると、宝永四年には九〇万八八〇〇挺もの樽木が生産されたことになる。⁽¹¹⁾宝永期は、飛驒における御用木生産の一つのピークであったといえる。

その結果、御用木は、この時に口山から奥山までほとんど伐り尽くされ、宝永七年（一七一〇）には、南方村々の惣代が江戸町人の請負中止を出訴し、その結果、町人請負は中止となつた。⁽¹²⁾そして、木材の伐り出し場所は、北方の白川山へと移つたが、宝永七年より正徳三年まで四か年の間、御用木の請負を仰せ付けられていた江戸町人久須見屋善太郎・三木屋平兵衛が町人請負中止による損失のため、請負御免を願い出て、御用が中止となつた。しかし、山内に伐り残された御用木があるので、正徳四・五年に運材してその後御留山になつた。⁽¹³⁾北方白川山での元伐生産は中止となつたが、「表

1」をみると、正徳三年と享保元・二年に、南方で檜樽木や雑木板子が生産され、江戸や飛驒の商人が請負人となつていることが確認される。

以上のように、江戸や飛驒の商人が請負人となり、宝永期をピークとして、南方で大量の木材が生産されたことにより、口山や奥山の木材は伐り尽くされた。そして、北方白川山での元伐は中止となり、享保期になると再び南方で元伐生産が行われたのである。

こうしたなかで、亀田三郎兵衛は享保六年に飛驒代官に着任した。⁽¹⁴⁾亀田は、勘定・越後国出雲崎代官を経て、飛驒代官となり、着任した年に、植林政策を発令した。

〔史料1〕

差上ヶ申証文之事

一飛州村々橋井井堰入用之木前々ら取尽申ニ付村々木苗立置、後々右入用ニかきらす御用ニ立申様ニ可仕旨此度別而被仰付奉畏候、則村々ニ而植申候員數重而御改を請可申候、龜末ニ致置他村之木を願出候ハ、御吟味之上急度可被仰付候由奉畏候、為後日証文仍如件

享保六丑年

右の史料は、亀田三郎兵衛の植林政策の内容を記したものである。本史料は、高山役所より村々へ先に政策の申し渡しがあり、これに対しても村側が役所へ提出した証文であると思われる。

その内容は、飛驒国内の村々の橋および井堰に使用する木が取り尽くされたので、村々で苗木を植えて、後々、これらの入用に限らず御用に役立つよう、仰せ付けられたとする。そして、村々での植栽員数は改めを請求したことなどが記されている。前述したように、大量の木が伐り出されたことによつて、飛驒国内で必要な橋や井堰の普請用材が不足するという問

題が生じていたのである。

たのである。

この条文の後に、各村の苗木の割り当て本数が記載されている。この苗木の割り当てを郡ごとに集計したものが〔表2〕になる。益田郡は一〇〇か村で郡内全ての村が割り当てられ、植木場九四、樹種は檜・榎・杉・黒部となる。大野郡は五四か村で植木場五三、樹種は檜・榎・杉・黒部、吉城郡は八か村で植木場八、樹種は、上記二郡と違い、榎・黒部を植えず、ひば(檜葉)を植えており、苗木の樹種は統一されてはいなかった。

さらに詳細にみると、村ごとで植栽する苗木の樹種は違っていた。苗木を割り当てられたのは大八賀郷、阿多野郷、川上郷、三枝郷、灘郷、久々野郷、河内郷、益田筋の村々で、計一六二か村、一万五一一本の苗木の割り当てがなされている。大体、一村につき一つの植木場を設定しているが、なかには一～三か村で一つの植木場に苗木を植え付ける村もみられる。苗木本数は、益田郡が最も多く植え付けを割り当てられていた。

〔表2〕飛驒3郡の苗木割当(亀田三郎兵衛)

郡名	植木場	村数	苗木本数	苗木樹種
益田郡	94	100	5940	檜・榎・杉・黒部
大野郡	53	54	4378	檜・榎・杉・黒部
吉城郡	8	8	193	檜・杉・ひば
合計	155	162	10511	

出典：享保6年「村々木苗植候証文」(高山陣屋文書1・22-26、岐阜県歴史資料館所蔵)より作成

亀田の植林政策は、飛驒における植林政策の端緒となるもので、初めて育林が志向された重要な施策である。亀田の政策は、各郡での苗木の割り当てをみると、林業を主要な生業とした益田郡(南方に位置する)が最も多く、宝永期をピークとして御用木が大量に生産された南方での木材資源の補充を目指したものであつ

(一) 代官幸田の植林政策以前の状況

本項では〔表1〕をもとに、享保七年(一七二二)より延享二年(一七四五)までを対象とし、代官幸田による植林政策実施以前の御用木の生産状況を検討する。

亀田三郎兵衛の植林政策の後も御用木の生産は進められた。享保七年には尾張名古屋の中村屋七之丞・高羽屋平八が、享保八年には江戸の杉田屋新兵衛・高木屋十兵衛が請負人となっていた。同一一年には、山方村々が栗・姫子などの元伐樽木値段を増やすように、江戸へ出訴して許可されている。⁽¹⁶⁾これは檜や榎が不足してきたことによるものと考えられる。同一二年には雑木板子二万九〇〇〇挺および樽木七〇万挺が生産されたが、同一三年には雑木板子の元伐は中止となり、樽木のみが八一万挺生産された。ここからは、雑木板子を必要としない幕府の意向がうかがえる。

さて、享保一二年には飛驒の山林調査が行われ、郷村別御林帳と村別御

二 代官幸田善太夫の植林政策

こうして、亀田の植林政策は実施されたが、その後の経過については後述する。本節では、亀田三郎兵衛の植林政策後から、幸田が植林政策を発令するまでの御用木の生産状況を検討し、政策発令に至るまでの経過を明らかにする。次に、代官幸田善太夫の植林政策の内容を具体的に検討したい。

林絵図が作成され、資源の把握がなされた。この調査の結果、御林数は、元禄一五年調査で四九九であったのに対し、四六二五か所に増加した。⁽¹⁷⁾そして、同年には、北方白川山で元伐が中止となり、南方山で七五〇〇両の元伐賃金で百姓の定式元伐が開始された。⁽¹⁸⁾

右之趣ニ付ニ郡村々苗木割合覧

檜

櫂

一ひは苗木二万四千三百拾弐本 益田郡 三百九拾七ヶ村

黒部

大野郡 吉城郡

杉

壹万三千九百四拾本 村役

是者村數三百九拾七ヶ村一統壹ヶ村ニ三拾五本ソ、外高原鄉宮原村・桃原村は除いて、計一万三九四〇本となる。ただし、吉城郡高原鄉宮原村・桃原村は除いた。

原村・桃原村式ヶ村除之

八千百八拾七本 高懸

是者高三万六千六百四拾七石弐斗九升六合高割ニ致、但高百石ニ

武拾四本ツ、之積外高七千六百石拾石六合村数百拾四ヶ村之義

者前々より御材木御榑木稼之場所故高懸除之人別ニ割合之

壹万弐千百八拾五本 御榑木場所百拾四ヶ村

人別割

是者高懸ニ致候へ者千八百弐拾九本ニ相当候へ者御榑木稼場所之村々故高懸除之、人別壹万八千五百人余ニ割合百人ニ付六拾五本ツ、之積り割合之

(後略)

右の史料は、延享三年正月一五日に、榑木方地役人が役所で植林について仰せ渡されたものである。その内容は、国内には立木のない山が多く、毎年、御用木・御榑木の元伐をするばかりで、その跡に苗木を植えることがなく、伐り尽くすことになる。よって、当面は用立たないが、今後は國內の村々で立木のない山へ苗木を毎年植えさせると、末代に至り御用木に

もあり、村々のためにもなる。よつて、村々で苗木を植えさせ、毎年帳面に記して、それを榑木方地役人がまとめるようにと仰せ渡されている。

加えて、この史料には①村役、②高懸、③人別割という村々への苗木の割り当て方法が記されている。

①村役では、対象は飛驒三郡三九七ヶ村で、一村につき三五本を割り当て、計一万三九四〇本となる。ただし、吉城郡高原郷宮原村・桃原村は除いた。

②高懸では、組高一〇〇石につき二四本を割り当て、計八一八七本となる。ただし、木材・榑木稼を行つてゐる一一四か村は、高懸は除いて人別で割り合つた。

③人別割では、榑木稼一一四か村・一万八五〇〇人余を対象に、一〇〇人につき六五本を割り合い、計一万一二八五本を割り当ててゐる。これらの村は、高懸にすると一八一九本と少數になるが、榑木稼の村々であるので、高懸は除き、このような方法がとられている。

以上にみる三通りの割り当て方法を用いて、高山役所は、飛驒三郡三九七ヶ村に三万四三二二本を割り当てた。またこれに続いて以下のような文面が記されている。①大野郡八か村、吉城郡八か村、益田郡一か村の計一七か村は村付の山がないため、割り当ての内、木数六〇六本を免除する。②吉城郡宮原村は山がなく、同桃原村は百姓家が一軒もないため、割り当て分は全て免除する。③苗木の木品がない一八九か村は最寄の一九か所で苗木を調達する。④山付きの村で苗木のある一〇八か村は、居村や組合村に山があるので、他へ入り込まないようにする。このように村の環境をふまえて細かい指示をしている。

当時、飛驒三郡三九七ヶ村の内、榑木によつて稼いでいる村が一一四か

村あり、一方で、苗木のない村が一八九か村、山付きの村で苗木のある村が二〇八か村あつたことがわかる。このように、幸田の植林政策は、龜田の時とは違い、地域的偏りはなく、飛驒全村を対象として行わたるものであつた。

さて、同年正月には、高山役所地役人の上村木曾右衛門が飛驒の地誌である「飛驒國中案内」を編纂している。その中の一節として次のような記述がみられる。

〔史料⁽²⁹⁾3〕

(前略)三有峰山といふは東に相當る大山也、此三有嶺山といふは御嶽山より北西に相當る山にて、信州・濃州・飛州三国へ一山相分る三辻山故、三有嶺山と號るとかや、前書に記し置き候通、阿多野・小坂・竹原此三郷の山内には檜・榎・檜葉・榎・梅其外諸木等夥敷有之、御私領之代には別て諸材木多く仕出し、村方の者共渡世いたし候、殊に小坂奥、此御廐野を始め竹原郷中は右三有嶺山といふ大山を控へ罷在、多年の山稼いたし來候へども、段々毎年伐取候故、近年は盡山に成漸く榑木等を仕出し候までて候、然ながら此上にも後々には、只今出生の若木共年数も相立候て大木に成り、畢竟は公儀の御為にも相成り、村方の渡世にも罷成可申候(後略)

(三) 御林山の木材資源の調査

幸田は、植林仕法を榑木方地役人へ申し渡した後に、飛驒の御林山の木材資源の調査も行つていて、この点は先行研究で指摘されてこなかつたが、植林政策とあわせて、幸田が実施した重要な施策であるため、その内容を検討しておきたい。

〔史料⁽³⁰⁾4〕

一村々山ヶ所仕出候様被仰付候、則御案文左之通

一山敷何ヶ所

何村

此訛

この史料によると、益田郡の阿多野・小坂・竹原三郷の山内には檜・榎・檜葉・榎・梅その他諸木が多くあり、私領の頃より多く伐り出して村

留山か 檜立か

何山 黒部立か

梅立か

樅立か

方は生活を営んでいた。特に、小坂奥、御廐野をはじめとした竹原郷中は三有峰山(みうしやま)という大山によつて山稼ぎをしていたが、毎年伐り取つていたため、近年は尽山になつたという。そのため、近年は榑木等を出す程度であつたが、後に、現在出生している若木が大木になれば、結局

は公儀のため、村方の渡世のためになるだろうとしている。

傍線部は、前述した幸田の政策の一文(「向後者國中村々立木無之山場所苗木年々為植生立候ハ、末代ニ至御用木ニ茂相成、村々之為ニも可相成候」とほぼ同内容である。本史料は、このように政策理念が高山役所の役人内部で共有されていたことを示しているといえる。ただ、代官幸田がこの理念を発案したのか、もしくは地役人上村が発案したのか、この点は不明である。こうして、まずは役所内で植林政策についての指示があつたのである。

けられている。その案文には、村名、山の数、御林山の種別(留山・雜木立)、木の樹種を記すこととなつてゐる。そして、村々へは廻状で、小字ごとに木品と木数の概算を出すように指示している。

〔史料5〕は、その廻状の内容を記したものとなる。〔史料4〕と同様に村内の小字ごとに山の場所と木品、木数を書き出して、翌年の三月までに提出するよう通達している。案文は地役人が調整をし、手を加えている様子がうかがえる。

この調査で重要な点は、山内の木数の把握を目指したことにある。前述した享保一二年の山林調査では、御林山の箇所数のみが把握され、木数は調査していなかつた。⁽³²⁾よつて、幸田の調査は、より具体的な木材資源の把握を目指したものであつた。幸田は、木材資源の枯渇という状況があるなかで、村々の環境に見合わせた植林仕法を考案し、一方で飛驒「御林山」の木材資源の調査を行い、資源の把握と補充を目指していたのである。

(四) 代官幸田の植林政策の理念

そして、延享三年二月十二日に、高山役所は飛驒二郡村々へ植林について通達している。⁽³³⁾ここでは、代官幸田善太夫が触れた申し渡しをもとに、この政策がいかなる理念のもとに行われたのかを明らかにしたい。

申し渡しは、全一六条と長文であるが、その概要をまとめると、

- ① 飛驒「御林山」の尽山化と村々の不埒の指摘
- ② 元伐稼村々への植林の奨励および山稼ぎの相続の指示
- ③ 立木の皮はぎおよび檜皮を用いた手道具などの作成の禁止
- ④ 飛驒での普請材木の不足への対応

- ⑤ 檜・樺・ひば・黒部・杉・梅・樅・姫子・松・楓・桂・桐・朴・栗などの苗木の刈り取り禁止
- ⑥ 五色(檜・樺・ひば・黒部・杉)の苗木の植え付けおよび苗木の帳面への記録の奨励
- ⑦ 苗木村々割合帳の廻達と苗木の調達方法
- ⑧ 苗木が調達できない村への山わけの指示
- ⑨ 山わけの通りに苗木を調達しに行った場合の山付村の対応
- ⑩ 山付の村々への苗木提供の指示
- ⑪ 村付の御林山がない村への苗木植え付け場所(入会で木草を取つている場所)の指示
- ⑫ 苗木のない村および山付村への苗木調達についての指示
- ⑬ 植高不足防止の指示
- ⑭ 苗木の植え付け時期および木数の記録と書き付け提出の指示
- ⑮ 村で植え付ける苗木の員数
- ⑯ 五色の苗がなかつた場合の対応(他の木品を植える)

となる。ここでは、政策の理念を探る上で重要と思われる②・④・⑥の条文について検討を加えてみる。

〔史料6⁽³⁴⁾〕

申渡覚

(中略)

- ② 御用木并椿木材木元伐相稼候村々之儀、年々と立木伐取渡世ニ致來候上ハ別而苗木太切ニ可仕義ニ付、自然と山内ニ生立候を伐荒計ニ而後々ニ至用立候心懸曾而不相見候、伐跡山小木苗木之儀隨分太切ニ相守候義專要ニ候其外居村近所之山々ハ年々苗木を植、田畠同事ニ

可心懸等之義ニ候得共、左様之筋共不相見候山稼ニ而取統候冥加之程不弁趣候、此以後者人々申合其心得を以苗木を植そたて後々共ニ無断絶山稼を以相稼致候様可心懸事

(中略)

一^④当國之義諸御普請材木其外百姓家作木薪木ニ至迄一円ニ御林山ニ而

被下之、年々と伐荒候計ニ而為其代りと村々ニ苗木壱本ニ而も植之候

義無之、最寄山々伐尽候ニ付御普請材木等も遙方より取越候様ニ相

成格別之人夫相懸依之村々人足等も過分ニ相当り難義之筋ニ候、百

姓家作材木等も右ニ准候、惣而村近辺ニ木立有之依願被下之候得ハ、

百姓勝手之筋候へ者居村近所之山々一円ニ木立不相見、兀山同事ニ

致置候義難心得事ニ候、前々より入用之品伐取候跡ハ苗木を植置立木

不尽様ニ可致之處、左様之躰不相見畢竟村々手つます之筋心懸惡敷

致方ニ候、他國之儀者廻船通用致ニ付あたひ次第ニ而何分ニも材木相

求候事成安候、當國之義ハ廻船無之一円御林山之外何方より苗諸材木

可相求手立無之國之事ニ候得ハ、一村切ニ御林山を太切ニ仕葉木類

ハ不及申只今至迄何分ニも致手入宜立置候様ニ可心懸事ニ候、只今

迄之致方ニ而ハ後々御普請材木又者百姓修覆木等迄手支致候様ニ可

相成事ニ候間、雜木たりとも隨分太切ニ仕立置候様ニ心付可申事

(中略)

一^⑤御留山之外小木立、柴木立、草山と名目相立置候御林山之内谷洞沢

付之うるほひ有之所ハ不及申、其外山々野方共ニ出目を見計何ヶ所

ニ而も檜・櫛・ひは・黒部・杉之苗木を植可申候、當寅年より急度相

改申付候條一村限ニ植候場所にて字を記、右五色木品之内其村ニ而

苗木才覚成能品を植可申候、向後之義者何村山之内字何々申所ニ延

亨三寅年苗木何百本植付、此内檜何程、櫛何程、杉何程之木品訳共

ニ帳面ニ記來、卯年も右之通年々植之其年切ニ記置、村々大切ニ相

守畢竟敷木立ニ出来致候様ニ常々心懸可申候、当前用立不申、尤

苗木植候ニハ少々人足も相懸可申事ニ候得共如此致置候ハ、後々

末代ニ至御用ニ相立又ハ其村々子孫之益ニ茂可相成候間、能々此旨

を可存候事

(後略)

②の条文は、元伐稼村々への植林の奨励および山稼ぎの相続を指示している。元伐稼村々は、毎年、木を伐採して生活を営んできたため、特に苗木を大切にする必要があるとし、以後は、苗木を植栽し、後々絶えることなく山稼ぎをするよう心掛けることを申し渡している。

次の④の条文は、飛驒国内での普請材木の不足への対応を指示したものである。村々は、国内の御林山で普請材木や家作木を調達していたが、植林をしなかつたため、木は減少する一方であった。そして、飛驒は他国とは違い、船を使って木材を調達することもできないという理由から、植林を奨励している。

⑥の条文は、五色(檜・櫛・ひは・黒部・杉)の苗木の植え付けおよび苗木の帳面への記録を奨励したものである。御留山、小木立、柴木立、草山の名目の御林山に、五色の苗木を植えて、木品の割り合いを帳面に記すようになると。当面は用立たないが、後々末代にいたつて、御用に役立ち、または子孫の利益にもなるので承知しておくようにとする。

以上から、本政策は、植林による山稼ぎの相続②、国内での普請材木・家作木の確保④、苗木の生成による御用木や村々の利益の確保⑥という理念のもとに発令されたのであつた。この段階において、飛驒代官

は、国内での普請用材の確保、御用木の生産および元伐稼村々の生業保障という点をふまえて、飛驒国内の木材資源の管理を意識的に行うようになつたのである。そういう意味で、幸田の政策は飛驒において重要な歴史期であつたといえる。

(五) 村方の植林の実施状況

では、村方の植林の実施状況を検討し、政策の実態を明らかにしたい。

まずは、村々への苗木の割り当てをみてみる。(表3)は飛驒三郡での苗木の割り当てをまとめたものになる。これをみると、益田郡は一〇〇か村で一万三五〇一本、大野郡は一二二か村で九九六二本、吉城郡は一七六か村

で一万五四三本が割り当てられており。村数としては吉城郡が多いが、元伐稼への依存度の高い益田郡が最も多く苗木を割り当てられていた。

そして、苗木の樹種は、亀田の政策の時とは違い、全村で一律に檜・櫂・ひば・黒部・杉が割り当てられた。居村や最寄で苗木の調達ができない村は、他村から苗木を調達している。自村で苗木の調達ができた村は、益田郡で一〇か村、大野郡で五〇か村、吉

城郡一二三か村となり、吉城郡が最も多かった。

それでは、植林の実施状況を、高山役所の触れから検討してみる。延享三年六月二六日の触れ⁽³⁵⁾では、春に植え付けた苗木の活着状況と、枯木が出た場合に秋に補植すること、御用木改めの際に、山廻方地役人が見分することを知らせている。

そして、同年七月二十四日の觸⁽³⁶⁾によると、春に植栽した苗木の植え付け場所が適当でなかつたため、大半が活着していない村があり、補植を強く指示している。この時は榑木方地役人と山廻方地役人が見分を行つた。植林は、翌延享四年にも実施され、二月四日には榑木方地役人が「苗木三万四千三百拾弐本三郡村々江去寅年之通割合植付候」ことを役所(代官幸田)へうかがつたところ、仰せ付けられ、同二月二三日には、飛驒三郡に苗木植え付けについての廻状が七通出された。⁽³⁷⁾このように、植林は榑木方地役人が役所(代官)へうかがつた後に、村々への植林が指示されたのであつた。

その廻状の内容をみると、活着しなかつた分の苗木を補植し、不足のないようとに通達している。⁽³⁸⁾また、同年三月二八日の觸⁽³⁹⁾では、高山一ノ町・二ノ町・三ノ町は、苗木がないので岩井村・大嶋村の山で苗木をとるようにとし、ひば・黒部を植えている。当初、高山一ノ町・二ノ町は宮村で調達することとなつていたが、苗木植え付けの結果がよくなかつたためか、苗木を調達する場所の変更が指示されたのである。

では、ここで延享三年・四年の苗木の植え付け状況を(表4)から検討してみる。これをみると、益田郡・大野郡での植え付け状況がまとめられており、吉城郡はみられない。大野郡も四五か村のみ記され、この史料に記載されていない吉城郡や大野郡の村々は植林を実施していなかつた可能

[表3]飛驒3郡の苗木割当(幸田善太夫)

郡名	村数	苗木本数	苗木樹種
益田郡	100	13501	檜・櫂・ひば・黒部・杉
大野郡	121	9962	檜・櫂・ひば・黒部・杉
吉城郡	176	10543	檜・櫂・ひば・黒部・杉
合計	397	34006	

出典：延享3年「飛州三郡村々植苗木留」(高山陣屋文書1・22-27、岐阜県歴史資料館所蔵)より作成
註：苗木の樹種は、全村で檜・櫂・ひば・黒部・杉が割り当てられた。

性も考えられる。一方、益田郡は全村で苗木を植え付けており、二年で二万六六一七本を植え付けているが、活着率は六六・六パーセントとあまり高くはない。活着率は、大野郡でも低い率を示しており、全体で六五パーセントの活着率しかなかった。

それでは引き続き、役所の触れをみてみよう。寛延二年（一七四九）二月三日の触れでは、補植を行うこと、苗木を植栽する場所を検討すること、苗木の掘り取り方について指示し、また、同年二月二八日にも同じ内容の触れ⁽⁴⁰⁾が出されていた。

このように植林の技術的な問題から、その実施が困難になり、寛延二年三月一一日には、「小鷹利郷打保組三ヶ村、杉原組三ヶ村、小豆沢村、

〔表4〕延享3・4年の苗木植付状況

郡名	村数	苗木本数	根付分	不根付分	活着率
益田郡	100	26617	17719	8905	66.6%
大野郡	45	11096	6802	4174	61.3%
合計	145	37713	24521	13079	65.0%

出典：延享4年「植苗木吟味証文」（飛驒国山林史料98、徳川林政史研究所所蔵）より作成

註1：植え付け本数が記されていない村については、延享3年「飛州三郡村々植苗木留」（高山陣屋文書1・22-27、岐阜県歴史資料館所蔵）で補った。

註2：表の数字は史料の記載によるため、必ずしも計算は合わない。活着率は史料の記載に従って算出した。

註3：落合村と花里村は割り当てられていた本数以上に根付分が記載されているが、史料の表記に従った。

以上、延享三年より寛延二年までに村々へ出された植林についての廻状および、延享三年・四年の苗木の植え付け状況を検討した。植林の実態としては、植え付け場所・苗木の掘り取り方といった技術的な問題から、苗木が活着しない村があり、高山役所は補植や苗木の樹種・植え付け場所の変更を指示するなどして対応した。苗木の植え付け状況をみると、益田郡・大野郡ともに、活着率はあまり高くなかった。高山役所は、植林の試行錯誤を行うが、寛延二年には一部の村から植林免除の願書が出されるなど、実際には多くの困難が伴っていたのであつた。

小鳴郷、祢宜ヶ沢上組八ヶ村以上拾四ヶ村苗木植付候得共、素立不申ニ付願書御役所差上御免之積申付候間、来春之触書相止候様被仰渡、願書苗木帳面袋へ入置候、尤漆木之外木植さセ申様ニ可申付旨被仰渡⁽⁴¹⁾とあり、吉城郡の小鷹利郷打保組以下一四か村が、苗木が育たないため、願書を出して、植林免除となるなど村によつては政策の継続が困難となつていて了。

三 龜田・幸田の植林政策の意義

それでは最後に、龜田三郎兵衛・幸田善太夫の植林政策のその後の経過を確認し、両政策の成果およびその意義について考察を加えてみたい。

ここでは、「龜田様・幸田様御支配植木帳⁽⁴²⁾」を用いて、寛政元年（一七八九）時における龜田・幸田の政策の成果を検討する。本史料をみると、全体で三万四六六八本を植えつけており、データは全部で五八一件となる。⁽⁴³⁾その内、植え付けた時期の判明するものは、三五九件となる。六三か村がある。苗木の植え付けを行つていなければ、特に吉城郡の村々が多く、吉

〔表5〕亀田三郎兵衛の植林政策の経過〔寛政元年(1789)〕

本数	樹種											合計に対する割合
	檜	榎	杉	松	ひは (檜葉)	黒部	樅	ねず	栗	楓	櫻	
吉城郡	1019	353	56	287	102	15	116	0	31	5	0	0 11%
大野郡	1638	252	873	120	313	80	0	0	0	0	0	0 18%
益田郡	6502	3184	2129	947	150	30	0	55	0	0	5	3 71%
合計	9159	3789	3058	1354	565	125	116	55	31	5	5	3 100%
合計に対する割合	100%	41.37%	33.39%	14.78%	6.17%	1.36%	1.27%	0.60%	0.34%	0.05%	0.05%	0.03%

出典：「亀田様・幸田様御支配植木帳」(飛騨国山林史料93、徳川林政史研究所所蔵)より作成

註：苗木の植え付けの合計と内訳は計算すると一致しないが、史料の記載に従った。

〔表6〕幸田善太夫の植林政策の経過〔寛政元年(1789)〕

本数	樹種											合計に対する割合
	檜	榎	杉	松	黒部	ひは (檜葉)	姫子	栗	楓	樅	梅	
吉城郡	3042	741	680	739	312	324	18	100	83	0	0	1 19%
大野郡	3203	978	1379	289	456	51	50	0	0	0	0	0 20%
益田郡	10077	5488	3075	1145	180	0	129	0	0	29	28	0 62%
合計	16322	7207	5134	2173	948	375	197	100	83	29	28	1 100%
合計に対する割合	100%	44.16%	31.45%	13.31%	5.81%	2.30%	1.21%	0.61%	0.51%	0.18%	0.17%	0.01%

出典：「亀田様・幸田様御支配植木帳」(飛騨国山林史料93、徳川林政史研究所所蔵)より作成

註：苗木の植え付けの合計と内訳は計算すると一致しないが、史料の記載に従った。

城郡五〇か村、大野郡一か村、益田郡一か村となる。以上をふまえて、亀田・幸田の政策の経過を検討してみる。

それでは、亀田三郎兵衛の政策の経過を〔表5〕から検討する。まず、亀田の政策の実施期間について益田郡青屋村を例に検討しておきたい。青屋村では七〇本の植え付けが割り当てられていたが、本史料にはその分のみが記載されており、亀田の政策は一年だけ実施され、継続して行われたものではなかつた。よつて、〔表5〕は一年のみの成果を示している。

では、〔表5〕をみると、全体で九一五九本を植え付けており、樹種は、檜・榎・杉・松・黒部・ねず・栗・ひは・樅・栗・楓・櫻がみられる。特に檜・榎・杉・松の植え付け本数が多く、全体の約九六パーセントを占めている。三郡での植え付け員数の割り合いをみると、吉城郡二九件で一〇一九本、大野郡二一件で一六三八本、益田郡八五件で六五〇二本となる。植え付けている村は、益田郡が多く、植え付け本数も多い。全植え付け本数における割合は、益田郡七一パーセント、大野郡一八パーセント、吉城郡一一パーセント、となる。このように、郡ごとで政策への対応に違いがみられる。また、注目すべき記述として、益田郡黒石村・同数河村・同中切村では、植え付けた木が天明八年に御用木として元伐を仰せ付けられており、ごく一部の木はあるが、植林の成果が垣間見られる。

次に、幸田善太夫の政策の経過を〔表6〕から検討する。ここには、幸田の政策によって植林されたものが明確なものだけをまとめ、「〔表5〕と同様に寛政元年時の植え付け員数をまとめている。なお、幸田の植林政策は、幸田が寛延二年に亡くなつた後、政策は行われなかつたことから、「〔表6〕は延享三年から寛延二年までの四年間の成果を示したものとなる。

これをみると、全体で一万六三三二本を植え付けている。データ件数は

一二二六件で、三郡での植え付け員数の割り合いをみると、吉城郡九二件で三〇四二本(約一九パーセント)、大野郡五〇件で三三一〇三本(約二〇パーセント)、益田郡八四件で一万七七本(六二パーセント)、となる。植え付け本数はやはり、吉城郡が一番少なく、益田郡が圧倒的に多い。植え付け本数は五色(檜・楓・ひば・黒部・杉)の全体での割り合いで約九三パーセントを占める。ただ、五色に含まれないが、松の植え付け本数が亀田の時と変わらず多く、五色として指定された黒部・ひばの植栽本数は少なかつた。ここから役所と村の間で植え付ける樹種についての考えの違いが読み取れる。

以上、亀田・幸田の政策のその後の状況を検討した。その対応は郡によつて差がみられ、特に益田郡で多くの植林が行われていた。ただし、亀田・幸田の政策は、飛驒三郡で実施され、さまざまな樹種の木材資源の補充を行つた点に政策実施の意義があつたといえる。

おわりに

以上、本稿では飛驒幕領において初めて実施された植林政策である代官亀田三郎兵衛および同幸田善太夫の政策の実態と意義を考察してきた。最後に、本稿の検討結果をまとめておきたい。

元禄から享保期の飛驒では、江戸や飛驒の商人が参入し、宝永期をピークとして大量の御用木が生産され、南方の口山や奥山で木材が枯渇していく状況がみられた。このようなかで、代官亀田三郎兵衛は、飛驒国内における橋や井堰などの普請用材が不足したために、飛驒で初めて植林政策を実施したのであった。亀田の政策は、飛驒で初めて育林が志向された重要な施策で、益田郡(南方)での木材資源の補充を目指したものであつた。

そして、亀田の政策後も定式で元伐は行われ、さらに幸橋虎ノ御門の御用槐材の生産や日光御普請、増上寺修復のための用材生産など臨時の元伐が行われ、木材資源の枯渇は一層進んだのである。

かかる状況のなかで、代官幸田善太夫が延享三年に植林政策を発令した。幸田善太夫は、享保改革期に関東代官として上野・下総国の幕領支配に関わり、飛驒代官となつた後も飛驒に甘薯を移植するなど、享保改革期の殖産興業政策に影響を受けていた人物であった。この影響から幸田は植林政策を志向したものと考えられる。

代官幸田の植林仕法は、村役、高懸、人別割という三通りの方法によつて、飛驒三郡の全村へ苗木を割り当て、樽木方地役人が担当した。あわせて、幸田は木材資源の調査を行い、山の場所、立木の樹種・本数の把握など、享保二年時の山林調査より詳細に行つた。幸田は、木材資源の枯渇という状況のなかで、村々の環境に見合わせた植林仕法を考案し、一方で飛驒「御林山」の木材資源の調査を行い、資源の把握・補充を目指したのである。

このような幸田の植林政策は、植林による山稼ぎの相続、国内での御普請材木・家作木の確保、苗木の生成による御用木や村々の利益の確保といふ理念のもとに発令されたのであつた。この段階において、飛驒代官は、国内での普請用材の確保、御用木の生産および元伐稼村々の生業保障といふ点をふまえて、飛驒国内の木材資源の管理を意識的に行つようになつたのである。そういう意味でも、幸田の政策は飛驒において重要な画期であつた。

しかし、幸田の政策の実態をみてみると、植え付け場所・苗木の掘り取り方といった技術的な問題から、苗木が活着しない村があり、高山役所は

補植や苗木の樹種・植え付け場所の変更を指示するなどし、この対応に追われた。苗木の植え付け状況をみると、益田郡・大野郡とともに、活着率はあまり高くなかった。高山役所は、植林の試行錯誤を行ったが、寛延二年に一部の村から植林免除の願書が出されるなど、植林の実施には多くの困難が伴っていたのである。

さらに、両政策の成果を、寛政元年時の史料をもとに検討した結果、植林への村方の対応は、郡によつて差がみられ、特に益田郡で多くの植林が行われていた。龜田・幸田の政策は、飛驒三郡で実施され、さまざまな樹種の木材資源の補充を行つた点に政策実施の意義があつたといえる。ただし、この段階での植林は、育成的林業の転換点ではあつたが、計画的といえるほどまでの状況は確認できず、育林の摸索段階であつたものと捉えられる。

こうして、飛驒では育林が志向されるよつになつたが、木が成木になるまでには長い年月が必要であり、その生成が図られる間にも元伐生産は行われた。これにより、飛驒では木材資源の枯渇が一層進み、休山策の発令を踏み切られたこととなつたが、この点については今後の課題としたい。

註

- (1) コンラッド・タットマン著・熊崎実訳『日本人はどうに森をつくってきたのか』(築地書館、一九九八年)一六四頁。
- (2) 佐藤孝之「近世中期の幕府造林政策と村方の対応—宝暦～安永期・北遠地方を事例として—」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五年度、一九八一年)。
- (3) 田原昇「長崎奉行兼常勤左奉行石谷清昌による差木事業—信州伊那山を中心にして—」(『徳川林政史研究所研究紀要』三九号、一〇〇五年)。
- (4) 田上一生『岐阜県林業史上巻(飛驒国編)』(岐阜県山林協会、一九八四年)。

(5) 德川宗敬『江戸時代に於ける造林技術の史的研究』(西ヶ原刊行会、一九四一年)。

(6) 林野庁編・武田久雄著『徳川時代に於ける林野制度の大要』(財團法人林野共済会、一九五四年)、塙谷勉『部分林制度の史的研究—部分林より分収林への展開—』(財團法人林野共済会、一九五九年)、西川善介『林野所有の形成と村の構造増補版』(御茶の水書房、一九七八年、初版は一九五七年発行)。

(7) 同右。

(8) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。

(9) 太田尚宏『飛驒国山林地域における元伐生産と御樽木方地役人—至暦期を中心にして—』(『徳川林政史研究所研究紀要』三七号、一〇〇三年)。

(10) 嘉永三年「御材木一件(写)」(飛驒国山林史料一九九、徳川林政史研究所所蔵)。

(11) 前掲註(4)田上一生『岐阜県林業史上巻(飛驒国編)』、一一七頁。

(12) 前掲註(10)嘉永三年「御材木一件(写)」。

(13) 同右史料。

(14) 西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』(若田書院、一〇〇一年)。

(15) 享保六年「村々木苗植候証文」(高山陣屋文書)・一二一・二六一・三、岐阜県歴史資料館所蔵)。なお、本史料は前掲註(4)田上一生『岐阜県林業史上巻(飛驒国編)』において一部が翻刻されている。

(16) 前掲註(10)嘉永三年「御材木一件(写)」。

(17) 丹羽邦男「飛驒『御林山』の一考察」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五六年、一九八二年)。

(18) 前掲註(4)田上一生『岐阜県林業史上巻(飛驒国編)』。

(19) 同右。

(20) 元文三年「午日記(御樽木方)」(高山陣屋文書)・〇一一七、岐阜県歴史資料館所蔵)二月一〇日条。

(21) 元文四年「未日記(御樽木方)」(高山陣屋文書)・〇一一八、岐阜県歴史資料館所蔵)二月朔日条。

(22) 前掲註(21)元文四年「未日記(御樽木方)」三月一九日条。

(23) 前掲註(21)元文四年「末日記(御樽木方)」一二月二〇日条。

(24) 前掲註(14)西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』。

(25) 大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、一九九六年)四二五頁。

(26) 前掲註(25)大石学『享保改革の地域政策』、三八〇頁。

(27) 岐阜県編集・発行『岐阜県史 通史編近世上』(一九六八年)二四八頁。

(28) 延享三年「飛州三郡村々植苗木留」(高山陣屋文書一・二三一・二七、岐阜県歴史資料館所蔵)。

(29) 上村木曾右衛門「飛驒国中案内」(延享三年刊、かすみ文庫、一九八七年復刻版使用 初版は大衆書房より一九一七年発行)。

(30) 延享三年「寅御用日記(山廻組)」(高山陣屋文書一・〇一・一六六、岐阜県歴史資料館所蔵)二月九日条。

(31) 前掲註(30)延享三年「寅御用日記(山廻組)」二月一〇日条。

(32) 前掲註(4)田上一生『岐阜県林業史 上巻(飛驒国編)』四二一五頁。

(33) 前掲註(28)と同。

(34) 同右史料。

(35) 同右史料。

(36) 同右史料。

(37) 延享四年「卯日記(御樽木方)」(高山陣屋文書一・〇一・一九、岐阜県歴史資料館所蔵)。

(38) 前掲註(28)と同。

(39) 同右史料。

(40) 同右史料。

(41) 同右史料。

(42) 寛延二年「巳日記(御樽木方)」(高山陣屋文書一・〇一一〇、岐阜県歴史資料館所蔵)三月一一日条。

(43) 「亀田様・幸田様御支配植木帳」(飛驒国山林史料九三、徳川林政史研究所蔵)は、山廻方地役人が作成したものである。作成年は、「天明八年見分済」や「寛政元年見分済」といった記載がみられ、また山廻方など地役人の掛けは寛政二年(一七九〇)に解消される」とから(「飛驒郡代地方演説書」、岐阜県編集・発行『岐阜県史 史料編近世二』、一九六九年収録)、本史料は寛政元年に作成されたものと考えられる。

(44) 件としたのは、同一村内で別の字に植え付けていることから、一村であつても一件のデータが存在することによる。また、逆に二村で一つの字に植え付ける場合もあり、たとえ一件であつても一村になる場合がある。

(45) 前述した延享四年や寛延二年には苗木植え付けについての廻状が二月に廻されているが、宝曆二年「申日記(御樽木方)」(高山陣屋文書一・〇一一一、岐阜県歴史資料館所蔵)をみると、二月に苗木植え付けについての廻状をまわしていいる様子がみられない。よって、植林が実施されたのは、幸田の在任期間のみであつたものと考えられる。

〔付記〕

高山陣屋文書の閲覧にあたって、岐阜県歴史資料館の方にお世話になりました。

